

# 協会けんぽからのお知らせ

- ▶ 限度額適用認定の手続き方法について ..... 2ページ
- ▶ 各種申請書の入手方法、  
届書・申請書作成支援サービスについて ..... 3ページ
- ▶ 自己負担限度額について ..... 4ページ
- ▶ 保険証の使用について ..... 5ページ
- ▶ マイナンバーによる課税情報等の確認について ..... 6ページ

すべての申請を「郵送提出」で受け付けています！

！ 入手方法等は  
3ページをご覧ください

協会けんぽの各種申請書は  
当協会ホームページより印刷することができます。  
また、すべて郵送で提出することができます。  
郵送を是非ご利用ください。



一部申請書は各項目の入力後に  
印刷することも可能です！

\* 印刷環境がない場合は、協会けんぽ各支部までご連絡ください。  
郵送にてお送りします。

医療費が高額になりそうなときは...

！ 詳細等は  
2~4ページをご覧ください



70歳未満 Aさん

入院時の医療費の  
支払いが心配だ...

月々の  
外来診療の医療費が  
高額になりそう...



70歳未満 Bさん

そんなとき—

保険証と併せて  
限度額適用認定証を  
病院に提示すると

各医療機関ごとの  
窓口でのお支払いが  
「自己負担限度額」※1  
までとなり

窓口での  
支払額が軽減  
されます！

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれで自己負担額を計算します。  
同月に入院や外来で複数受診がある場合などは、高額療養費の申請が必要になることがあります。  
（保険外負担分（差額ベッド代など）や入院時の食事負担額等は対象外です。）

70歳以上の方は、高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりになります。（低所得者を除く）

# ▶▶▶ 限度額適用認定の手続き方法について ◀◀◀



**医療費が高額になりそうなときは…**



**限度額適用認定の申請手続きを行いましょう!**

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となりそうな時には、事前申請により**限度額適用認定証**の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いで済みます。<sup>※2</sup>

**簡単な手続きで「限度額適用認定証」が発行されます。早めに手続きを行いましょう。**

\* 限度額適用認定証の提示ができなかった場合は、後日「高額療養費支給申請書」を提出すると、指定先口座へ差額を振り込みますが、医療機関での診療内容等の確認後となるため、最短でも診療月後3か月以上先となります。

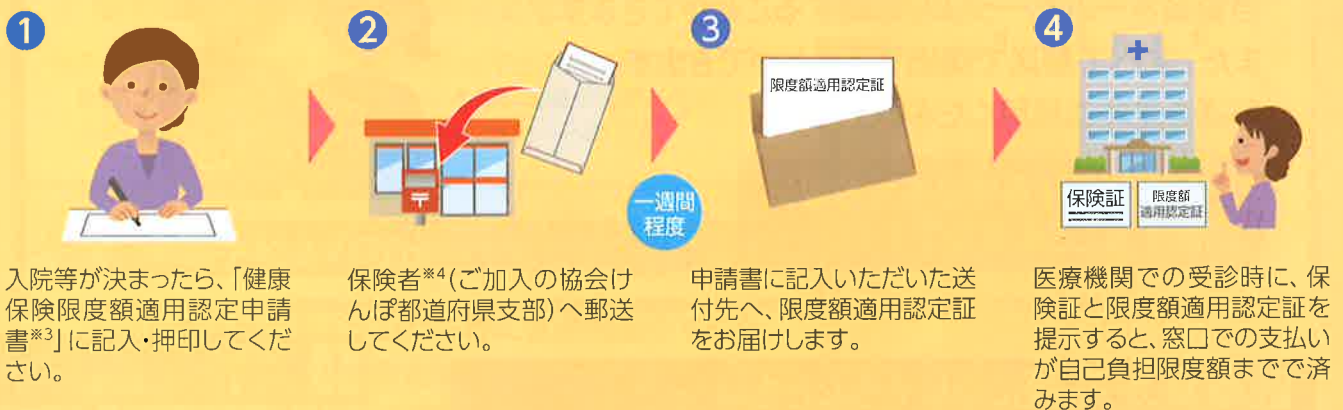


**手続き方法は?**

**専用の申請用紙への記入押印・提出が必要です。**



## 手続きの流れ



## ❗ 申請時の注意点

- ① 保険証の発行元は「**全国健康保険協会**」ですか?
- ② 被保険者は「**社員さま**」です。治療の対象者に関わらず、申請書の被保険者欄には社員さまの氏名を記入願います。(治療をされる「ご家族さま」の氏名等を誤って記入されているケースが見受けられます。)
- 被保険者が低所得(「**区分才**」<sup>※2</sup>)に該当する場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」でご申請ください。また、添付書類等が必要です。
- 限度額適用認定証は、申請受付月からの発効となります。また**お届けまでに1週間程度かかります**。日程に余裕を持ってご申請ください。(記入漏れ等にて書類を返戻させていただく場合もあります。)

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00111
	記号 21700023	平成26年 6月25日 交付
	番号 21	
氏名	協会 太郎	②
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	<input type="checkbox"/> 株式会社	
保険者番号	01101100116	①
保険者名称	全国健康保険協会	支部
保険者所在地	〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇-〇-〇	③

**■ 保険者**  
① 申請書の提出先(あて名)  
③ “ (住所)

※2 4ページをご覧ください。 ※3 入手方法は3ページをご覧ください。  
※4 お手持ちの保険証に記載されています。(イラストの①・③参照)

# 各種申請書の入手方法、届書・申請書作成支援サービスについて

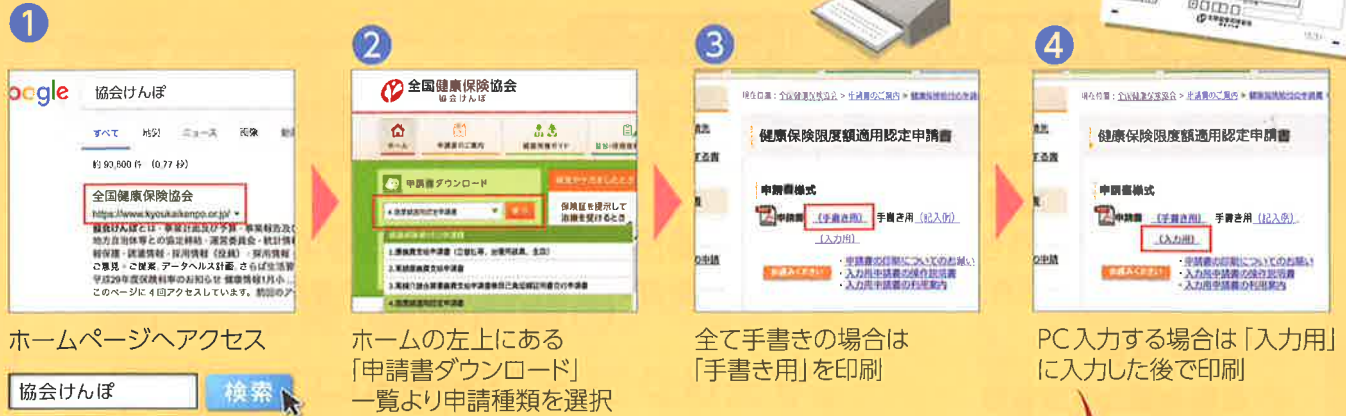


申請書は  
どこで  
もらえるの？

ホームページから  
印刷できます。



## ホームページから申請書を印刷する際の流れ



\* 印刷環境がない場合は、協会けんぽ各支部までご連絡ください。郵送にてお送りします。

下記参照

## 平成29年9月より 届書・申請書作成支援サービスが始まりました。



入力できるPDFファイルを利用し、  
パソコンで申請書の入力・作成ができるようになりました。

入力の都度  
「説明(参照)メッセージ」や、  
入力漏れがあれば  
「入力を促すメッセージ」が  
出ます。

### サービスの主な特徴

- ① 入力時に、該当項目の説明を参照しながら、入力できます。
- ② 入力漏れ等をチェックしながら、入力できます。
- ③ ①や②のチェックにより、記入漏れや誤りによる返戻・再提出の手間が少なくなります！



簡単かつ効率的に作成できる  
「届書・申請書作成支援サービス」を  
ぜひご利用ください。

〈例〉

健康保険 限度額適用認定 申請書

記入方法等については、「健康保険 限度額適用認定 申請書 記入の手引き」をご確認ください。  
申請書は、届書で枠内に丁寧に記入してください。

被保険者証の番号は、数字7桁以内です。

警告: JavaScript ウィンドウ  
被保険者証の番号は必須入力項目です。入力してください。

詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。  
協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせください。

協会けんぽ

検索

# 自己負担限度額について

自己負担限度額は、被保険者の所得状況や受診者の年齢等により設定されています。



## 70歳未満の方

平成27年1月診療分から

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※5
ア（標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円＋（総医療費－842,000円）× 1%	140,100円
イ（標準報酬月額53万～79万円の方）	167,400円＋（総医療費－558,000円）× 1%	93,000円
ウ（標準報酬月額28万～50万円の方）	80,100円＋（総医療費－267,000円）× 1%	44,400円
エ（標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
オ（低所得者（市区町村民税の非課税者等））	35,400円	24,600円

注）「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

※5 直近1年間に、3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目から自己負担額が軽減されます。

## 70歳以上75歳未満の方

負担能力に応じた負担を求める観点から、段階的に自己負担限度額の改定が行われています。

平成29年8月診療分より、現役並み所得者・一般所得者の外来（個人ごと）、および外来・入院（世帯）の自己負担限度額が引き上げられました。また、一般区分については、1年間（平成29年8月～30年7月）の外来の自己負担額の合計額に、年間14万4千円の上限が設けられました。基準日（平成30年7月31日）時点の所得区分が一般または低所得に該当する場合は、計算期間（平成29年8月～30年7月）のうち、一般または低所得であった月の外来療養の自己負担額の合計が14万4千円を超えた額が払い戻されます。（平成30年8月以降に、基準日保険者へ1年分をまとめて申請手続きすることとなります。）

\*次回改定は平成30年8月に改定が行われる予定です。

平成29年8月～平成30年7月

平成30年8月～（予定）

被保険者の所得区分	自己負担限度額		被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと（通院）	世帯ごと（入院を含む）		個人ごと（通院）	世帯ごと（入院を含む）
現役並み所得者	57,600円	80,100円	標準報酬月額	83万円以上	252,600円 + 1% (140,100円)
		+1% (44,400円)		53万～79万円	167,400円 + 1% (93,000円)
一般 (標準報酬月額26万円以下)	14,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円		28万～50万円	80,100円 + 1% (44,400円)
		(44,400円)		26万円以下 (一般)	18,000円 (年間上限14.4万円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税者等)	8,000円	24,600円	低所得者Ⅱ (住民税非課税者等)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (所得が一定基準以下)		15,000円	低所得者Ⅰ (所得が一定基準以下)		15,000円

※「1%」については「70歳未満の方」を参照。かかった総医療費の額によって異なります。また、〈 〉内は多数該当。

「標準報酬月額」とは

毎月の保険料や保険給付の計算を行うときに用いるもので、被保険者が事業主から受ける報酬（給与、残業・通勤・扶養・住宅手当など）をいくつかの幅（等級）に区分した仮の報酬月額に当てはめて決められます。

制度の詳細については、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせください。

協会けんぽ

検索

# 保険証の使用について

退職もしくは  
扶養から外れたら



## 保険証は使用できません。

誤って使用した場合は、  
後日医療費(総医療費の7~9割)を  
返還していただくことになります。  
保険証は速やかにご返却ください。



### 保険証が使用できる期間

#### 従業員、社員さま(被保険者)

健康保険加入日(就職日)から  
退職日まで

退職日当日  
まで有効  
なんだね



#### 扶養のご家族さま(被扶養者)

扶養となった日から  
扶養から外れた日の前日まで

#### 扶養から外れる例

- 就職で自身が被保険者となる
- 別居や離婚で生計が別となる
- 収入が増え、扶養の範囲内ではなくなった…など



\* 現在、受診中の病院がある場合は、健康保険が切り替わったことを申し出て、新しい保険証を提示して受診してください。

事業所の  
ご担当者さま  
へお願い

退職や扶養から外れる際には、速やかに保険証を回収して、  
管轄の年金事務所へお手続き・ご返却ください。

手元にあったので「つい」使用してしまった結果、医療費の高額な  
返還請求や手続きの煩わしさに困惑する加入者様が増えています。

保険証が手元に無ければ、「つい」使用することはありません。確実  
な保険証の回収と返却にご協力願います。また回収が遅くなる場合は  
使用できない旨についてご説明願います。



# マイナンバーによる課税情報等の確認について

マイナンバー<sup>\*7</sup>（個人番号）を活用して、国や地方自治体が行政手続きに必要な個人情報をやり取りする制度の本格運用が平成29年11月より開始されました。

協会けんぽにおいても一部対象の申請がございます。下記案内をご確認ください。



## 1. 協会けんぽの「対象申請」について

下記の対象申請については、マイナンバーの記入や本人確認書類の添付により、協会けんぽでの税情報の照会・確認が可能となりました。これに伴い、(非)課税証明書の添付書類の省略が可能となっております。

ただし、①～④のうち、70歳以上の方が対象となる低所得者Iの申請をする場合及び⑥については、平成30年6月まで、引き続き(非)課税証明書等の添付書類が必要です。

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請
- ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

\*①～④のうち、診療月(②は基準日)が平成29年7月以前分の申請については、マイナンバーによる情報確認が利用できないため、被保険者の(非)課税証明書等の添付が必要です。



## 2. 申請手続きの方法

①～⑥申請書のマイナンバー欄に被保険者のマイナンバーを記入し、本人確認書類を①「本人確認書類貼付台紙マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」の裏面へ貼付し、②表面へ記入押印のうえ、申請書と一緒に提出してください。

### 本人確認書類

●マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合 ①と②(合計2点)

- ①番号確認を行うための書類 マイナンバーカードの裏面のコピー
- ②身元確認を行うための書類 マイナンバーカードの表面(写真のある面)のコピー

●マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない場合 ③と④(合計2点)

- ③番号確認を行うための書類
  - 個人番号通知のコピー
  - 被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書
- ④身元確認を行うための書類
  - 運転免許証のコピー
  - パスポートのコピー
  - その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

<sup>\*7</sup> 日本国内の住民個人ごとに通知されている12桁の番号で、社会保障や税等に関する手続きに限って利用されるもの。(法律で定められた住民情報を行政機関同士が専用システムでやり取りを行うことで、課税証明書等の添付が一部不要となり利便性が向上されます。)